
平成26年に死亡災害が5件発生！

福井労働基準監督署

福井労働基準監督署管内(福井市、坂井市、あわら市、永平寺町)における平成25年の死亡労働災害は10件となり、前年と比べて大幅増加となったところですが、平成26年もすでに5件の死亡労働災害が発生しております。

各事業場におかれましては、これまでに発生した死亡災害の発生原因等を踏まえ、特に次に掲げる事項について徹底していただきますようお願いします。

1 安全衛生管理体制の確立

労働災害の防止は事業者の責務です。経営トップは安全衛生方針を表明するとともに、法で定められた安全衛生管理体制を確立し、労働災害防止活動を実施しましょう。

2 リスクアセスメントの実施

労働災害防止対策は、過去に発生した労働災害を教訓に災害発生後に行う後追い型の対策だけでなく、潜在的な労働災害のリスクを未然に除去・低減させる先取り型の対策も重要です。

リスクアセスメントについては「職場のあんぜんサイト」HPに実施支援システムがありますので活用しましょう。(http://anzeninfo.mhlw.go.jp/)

3 機械設備の点検の実施

機械設備は本質安全化を図ることはもちろんですが、これら機械設備が常に良好な状態で保つためには日常点検や定期点検が必要です。特に法で定められている機械設備については、確実に定期自主検査(特定自主検査)を実施しましょう。

4 適正な作業方法の確立

安全作業マニュアルの作成に際しては、作業中の写真にわかりやすい言葉でコメントを入れるなど「安全の見える化」を積極的に推進しましょう。

5 有資格者による作業

車両系建設機械の運転など資格の必要な作業については、有資格者以外の人が決して作業することのないよう徹底してください。

6 安全衛生教育の実施

繰り返し、計画的な実施が必要です。ときには、経営トップが教育の場に立ち、自らの経験をもとに安全に対する熱意や考え方を労働者に伝えることも重要です。

7 保護具の正しい使用

機械設備の本質安全化を図ってもなお残るリスクについては、最後の砦として保護具の着用があります。保護具は貸与するだけでなく、正しい使用方法で使用してこそ、本来の効果を発揮するものです。正しい使用方法・保守管理等についても安全衛生教育で周知・徹底しましょう。

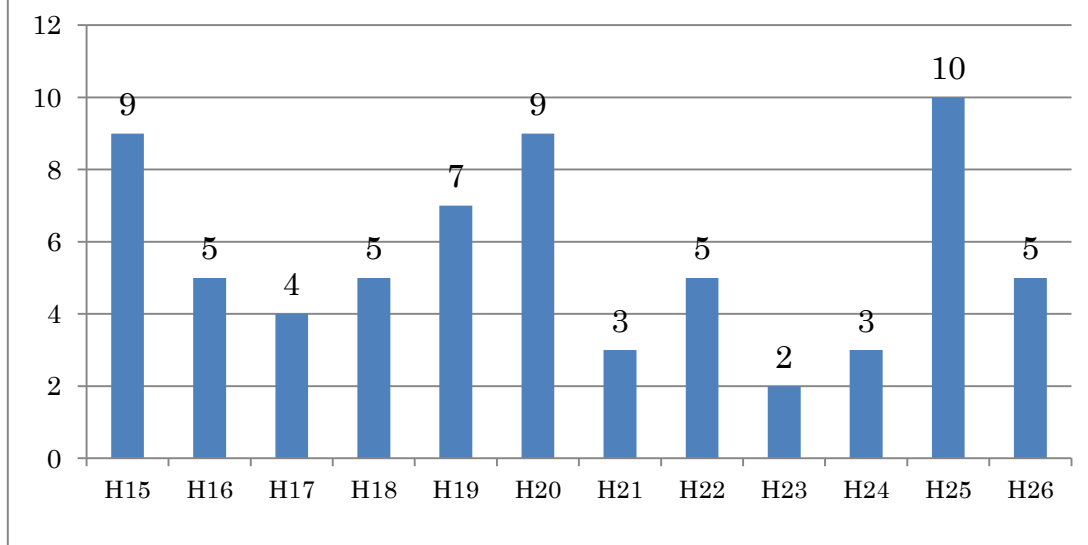
8 交通労働災害の防止

交通労働災害防止のための管理体制を確立し、適切な走行計画を作成し、運転者に適切な指示を行って、交通労働災害の防止を図ってください。

平成26年の死亡災害発生状況(福井労働基準監督署管内、8月18日現在)

No.	発生日	業種	事故の型	起因物	年代	発生状況
1	1月	一般貨物 自動車運 送業	崩壊・ 倒壊	木材	50代	荷主先で、ウイング車の片側を開け、荷台の上で荷物を積み込む段取りのため、積んできた養生用のベニヤ板を、閉まっている片側のウイングに立てかけていたところ、そのベニヤ板9枚が倒れ、被災者はそれに押し出され、荷台(高さ1.3m)から墜落した。
2	1月	産業廃棄物 処理業	激突され	解体用 機械	50代	焼却場敷地内において、車両系建設機械(解体用つかみ機)を用い産業廃棄物の選別中、廃材(約400Kg)をつかみ上げた状態で、廃材に絡まった網を外していたところ、車両系建設機械のアームを作動させる油圧ホースが破損しアームが急降下し、廃材の真下で網を外していた被災者を直撃した。
3	3月	その他の 水産業	はさま れ・巻き 込まれ	乗用車	70代	鮎の漁場を整備するため、現場の河川敷に乗用車をエンジンかけた状態で停車し、被災者は運転席から降り車外に出ていたところ、乗用車が動き出しその車の下敷きとなった。
4	4月	産業廃棄物 処理業	交通災害	トラック	50代	住宅解体工事のコンクリート廃材をダンプに積み込み、運搬していたところ国道の下り坂カーブにて車両が横転し、道路わきの電柱に運転席が激突し、運転席にいた被災者が体をはさまれ死亡した。
5	6月	印刷業	はさま れ・巻き 込まれ	印刷機械	30代	機械の活性剤を注入する作業中に、同僚からの呼びかけに応じるため、機械内部に身を乗り出した際に、スライドしてきたローラーと機械のフレームの柱との間に挟まれて死亡した。

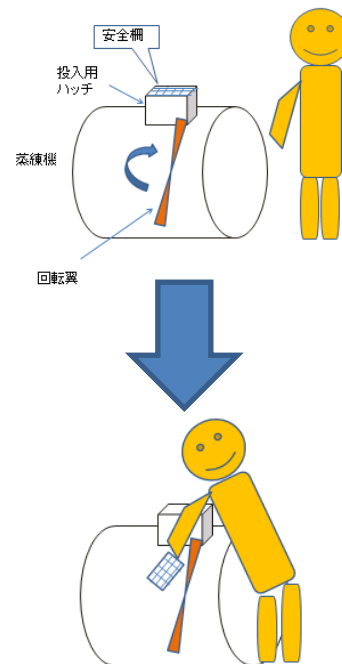
福井労働基準監督署管内における死亡災害の推移



H26は8月18日現在

<災害発生状況>

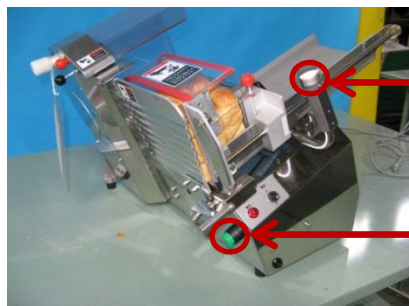
原料を仕込みする際に、原料を投入するハッチに取付けていた安全柵が外れて、蒸練機の内部に落下したため、これを回収しようと被災者が腕を入れた際に、蒸練機の内部で原料を攪拌するために回転している回転翼に腕を挟まれ負傷した。



<解説>

原材料を混合・攪拌する食品加工用機械の使用中に、誤って体の一部が巻き込まれる等の災害が発生しています。食品加工用機械の開口部から可動部分に接触することにより危険が生ずるおそれのあるときには覆い等を設ける必要があります。今回のように落下した安全柵を回収しようとする際には、機械の運転を停止したり、安全な用具等を使用するように注意してください。機械の運転中での災害を防ぐためには、インターロック機構、ホールド・トゥ・ラン制御装置等の機械の本質安全化を図ることも必要です。

食品加工用切断機の安全装置(両手操作式制御装置付きスライサー)



始動ボタン



2つのボタンを両手で操作している間のみ、刃が回転する。(片手をボタンから離れたときは刃が急停止。)

食品加工用混合機の安全装置(インターロック付き覆い)



インターロック機構(可動式覆いを閉じないと回転部が動かない機能)を有するミキサー



ホールド・トゥ・ラン制御装置(可動式覆いを開いた状態のときでも、ボタンを押している間に限り、低速で回転する。)を有するミキサー